

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

規則	
○福島県過疎・中山間地域振興条例第二条第四号の地域を定める規則の一部を改正する規則	四二
○福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則	四二
告示	
○土地改良区の定款の変更を認可した件四件	四三
○県営土地改良事業計画を変更した件	四三
公告	
○浸水想定区域を指定した件	四三
○都市計画法により公聴会を開催する件	四三
○福島県選挙管理委員会	四三
○不在者投票のできる施設として指定した件	四三

規則

福島県過疎・中山間地域振興条例第二条第四号の地域を定める規則の一部を改正する規則及び福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十月十二日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第七十三号

福島県過疎・中山間地域振興条例第二条第四号の地域を定める規則の一部を改正する規則

福島県過疎・中山間地域振興条例第二条第四号の地域を定める規則（平成十七年福島県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

本則を次のように改める。
 福島県過疎・中山間地域振興条例（平成十七年福島県条例第六十八号）第二条第四号

の地域は、次に掲げる地域とする。

- 一 福島県市町村振興基金貸付規則（昭和六十三年福島県規則第三十号）別表第二に規定する公共施設等整備事業枠の部準過疎地域振興事業の項に係る同規則第二条第三項に規定する資金の貸付対象市町村の地域（合併市町村（市町村の合併（二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することにより市町村の数の減少を伴うものをいう。以下同じ。）により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいう。以下同じ。）のうち合併関係市町村（市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となった市町村をいう。）に当該市町村が含まれる場合における当該合併市町村の区域のうち当該市町村の合併が行われた日の前日において当該市町村の区域であった地域を含む。）
- 二 その他知事が別に定める地域

附則

この規則は、公布の日から施行する。

（地域振興課）

福島県規則第七十四号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表福島県営鬼越団地の項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

（建築住宅課）

告示

福島県告示第六百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、安達疏水土地改良区から令和三年六月四日付けで申請のあった定款の変更について、同年十月五日認可した。

令和三年十月十二日

福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

福島県告示第六百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、鹿島町土地改良区から令和三年九月六日付けで申請のあった定款の変更について、同年十月五

日認可した。

令和三年十月十二日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

福島県告示第六百八十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、会津大川土地改良区から令和三年九月二十九日付けで申請のあった定款の変更について、同年十月五日認可した。

令和三年十月十二日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

福島県告示第六百八十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、矢吹土地改良区から令和三年九月二十八日付けで申請のあった定款の変更について、同年十月五日認可した。

令和三年十月十二日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

福島県告示第六百八十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、夏井地区に係る県営農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十月十二日

福島県知事 内堀雅雄

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和三年十月十三日から
同 年十一月一日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

いわき市役所

(農村計画課)

公 告

公告第九十六号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第二項第一号の規定により、広瀬川、東根川、伝樋川及び安達太良川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四号)第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県北建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和三年十月十二日

福島県知事 内堀雅雄

(河川整備課)

公告第九十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、いわき都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和三年十月十二日

福島県知事 内堀雅雄

一 公聴会の開催日時及び場所
日時 令和三年十月二十九日(金)午後六時半から

場所 いわき市平字堂根町一番地の四 いわき市文化センター大講義室

二 公聴会の案件
いわき都市計画道路を変更する案

三 公述人の資格
公述人になることができる者は、いわき都市計画区域内の住民に限る。

四 公述人の申出
公述人になろうとする者は、令和三年十月二十二日(金)までに、別記様式による公述申出書をその者の居住する市町村又は福島県いわき建設事務所を経由して知事に提出して申し出るものとする。

五 その他

1 福島県都市計画公聴会規則(昭和四十四年福島県規則第九十一号)第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。

2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市総室都市計画課、福島県いわき建設事務所又はいわき市の都市計画担当課において縦覧に供する。

3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市総室都市計画課、2の福島県建設事務所又は2の都市計画担当課に問い合わせること。

別記様式

公 告 申 出 書

令和3年10月12日付け福島県報に登載された「いわき都市計画道路を変更する案」に
関し、次のとおり公述を申し出ます。

令和3年 月 日

福島県知事 内 堀 雅 雄

住 所

氏 名

- 1 意見を述べようとする理由
- 2 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本産業規格
A列4番の大きさの400字詰め原稿用紙1枚以内に横書きのこと。

(都市計画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第六十九号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項又は第四項第二
号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六六条、第百十四条、第百十七
条又は第百八十四条において準用する場合を含む。)に規定する不在者投票のできる施
設として、令和三年九月二十四日次のとおり指定した。

令和三年十月十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊 博

施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地
地域密着型特別養護老人ホーム サン シャインよしま	いわき市好間町北好間字外川原三三番地 の一